

議案第3号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成31年3月5日

長与町長 吉田 慎一

提案理由

特別職の職員で非常勤のものについて、処遇の改善を図るため、報酬額を改定するもの。

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表町長の部介護保険専門員Ⅱの項、介護相談員の項、介護相談訪問看護師の項、障害者相談支援専門員の項、療育指導員の項、原爆被爆者健康生活相談員の項及び包括支援センター専門員Ⅲの項中「1, 220」を「1, 260」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。